

一般財団法人武蔵野市開発公社チャレンジマルシェ事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が管理する敷地（以下、「公社敷地」という。）を貸し出す事業（以下、「チャレンジマルシェ事業」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町1丁目1番2号内の公社敷地においてチャレンジマルシェ事業を行うこととする。

(使用内容)

第3条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業として、公社理事長（以下、「理事長」という）が認める内容について、公社敷地を使用することができる。

(使用期間)

第4条 公社敷地を引き続き使用することができる期間は、別表に定める使用期間を基本とし、4週間を限度とする。

(使用申請)

第5条 公社敷地の使用を希望する者は、チャレンジマルシェ使用申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

(使用の決定及び通知)

第6条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、公社敷地の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

(使用料)

第7条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用許可)

第8条 前条の規定により、使用料を納付が認められた場合には、チャレンジマルシェ使用許可証（第2号様式）を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定によるチャレンジマルシェ使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第9条 使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

- (1) その使用する日から起算して31日以上前 使用料の100分の100
- (2) その使用する日から起算して15日以上前 使用料の100分の50
- (3) その使用する日から起算して14日以降 返還なし

2 前項の起算日が公社休業日の場合、翌営業日とする。

付則

この要領は平成31年1月1日から施行する。

付則

この要領は令和元年8月1日から施行する。

付則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条及び第7条関係）

使用期間	使用料
月曜日から日曜日の7日間	28,000円
土曜日から日曜日の2日間	18,000円
月曜日から金曜日の5日間	11,000円

消費税等含む